

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年7月5日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業計画段階環境配慮書」について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所 : 宮城県七ヶ宿町及び白石市
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出力 : 最大47,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 4月 6日
環境大臣意見受理	平成30年 6月 22日
経済産業大臣意見	平成30年 7月 5日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742（直通）

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

- ① 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。また、事業実施想定区域の大部分は、保安林が占めていることから、関係行政機関等と十分な協議・調整を行った上で、改変を想定しない範囲を除外し、実現可能な事業計画を検討すること。加えて、配慮書における検討結果を踏まえつつ、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度をさらに整理し、方法書以降の対象事業実施区域の絞り込みや環境保全措置の検討を行い、反映させること。
- ② 対象事業実施区域の設定に当たっては、環境影響評価の適切な実施等により環境保全と両立した事業の円滑な実施の観点から、環境省が実施している「風力発電等に係るゾーニング手法検討モデル事業」によりゾーニングマップを策定した宮城県との情報共有、意見交換等を積極的に実施し、得られた有益な知見等を適切に事業内容に反映させること。

(2) 事業計画等の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができないようにすること。

2. 各論

(1)騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月 環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されているほか、ハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4)景観に対する影響

事業実施想定区域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された蔵王国定公園に隣接するとともに、蔵王高原県立自然公園内にある。同区域の近隣には同国定公園の利用拠点である「長老湖」、「川原子ダム」や「やまびこ吊り橋」等の主要な眺望点が存在する。とりわけ「長老湖」にあっては、湖周辺の遊歩道から湖を眺望する際に、風力発

電設備が介在する可能性があり、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域の近隣には「東北自然歩道(新・奥の細道)～長老湖を巡るみち～」、「長老湖」、「やまびこ吊り橋」等が存在しており、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影並びに景観変化等によるこれら人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、それらの管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。